平成３０年（フ）第８６号
青森県上北郡野辺地町字千草橋64番地の２
債務者　有限会社のへじ帆立センター
代表者代表取締役　木明　正志
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井戸川亮一
4　破産債権の届出期間　平成30年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１５０号
千葉県白井市神々廻1915―14、商業登記簿上の住所千葉県松戸市六高台１丁目96番地
債務者　環清技研エンジニアリング株式会社
代表者代表取締役　西田　茂雄
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　秀彦
4　破産債権の届出期間　平成30年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第６９５号
愛知県常滑市字上納25番地
債務者　株式会社三愛ダンボール
代表者代表取締役　伊藤　嘉男
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　桂子
4　破産債権の届出期間　平成30年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月25日午前11時
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２号
新潟県三条市須頃３丁目168番地１　ウッドハウスＡ―102、前住所新潟県長岡市谷内２丁目２番32号
債務者　高橋　昭夫
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海津　　論
4　破産債権の届出期間　平成30年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成３０年（フ）第２６６号
仙台市泉区南光台１丁目58番３号　塚原ハイツ202、従前の住所仙台市青葉区中山８丁目16番１号
債務者　石川　道子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島みどり
4　破産債権の届出期間　平成30年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４６号
青森県上北郡野辺地町字千草橋66番地１
債務者　木明　松子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井戸川亮一
4　破産債権の届出期間　平成30年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５４号
青森県上北郡野辺地町字千草橋66番地１
債務者　木明　正志
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井戸川亮一
4　破産債権の届出期間　平成30年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４０号
青森県八戸市大字白銀町字砂森44番地48
債務者　北田　陽一
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　大輔
4　破産債権の届出期間　平成30年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第２１１号
埼玉県草加市新栄４丁目1000番地新栄町団地３－１－108
債務者　横山登貴夫
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根本　明子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
長野県伊那市荒井8027番地１　ブランシェ川北Ｂ102、前住所長野県上伊那郡飯島町七久保877番地４
債務者　片桐　由香
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐澤　洋祐
4　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第５１号
愛知県一宮市猿海道１丁目19番４号　ベルエクセル202号
債務者　ｓｐｅｅｄ２こと「ＳＰＥＥＤ」こと　Ｋｉｔｃｈｅｎ「ＴＳＵＹＯＳＨＩ」こと山口剛こと　松前　吉彦
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　美穂
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第９５号
愛知県蒲郡市神ノ郷町地蔵ケ崎33番地１　リブレア・マーレ　Ｅ号室
債務者　田原　貴人
1　決定年月日時　平成30年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤本　　優
4　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第４３号
栃木県足利市通５丁目2824番地、前住所栃木県足利市五十部町217番地　カラレスヘアメイク
債務者　柳澤　正人
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長壁　優子
4　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第８９号
茨城県土浦市大和町３番15―308号
債務者　飛田　京美
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐津　悠輔
4　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年８月30日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係